

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	支給の制限 (5 年経過時等)	
根拠法令(例規)及び条項	児童扶養手当法第 13 条の 3	
法令(例規)番号	昭和 36 年法律第 238 号	
関 係 条 項	同法第 6 条第 1 項	
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係	
処 分 基 準	基 準	<p>受給資格者（養育者を除く。以下この条において同じ。）に対する手当は、支給開始月の初日から起算して 5 年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して 7 年を経過したとき（第 6 条第 1 項の規定による認定の請求をした日において 3 歳未満の児童を監護する受給資格者にあつては、当該児童が 3 歳に達した日の属する月の翌月の初日から起算して 5 年を経過したとき）は、政令で定めるところにより、その一部を支給しない。ただし、当該支給しない額は、その経過した日の属する月の翌月に当該受給資格者に支払うべき手当の額の 2 分の 1 に相当する額を超えることができない。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続き省略	

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	調査拒否等による手当支払差止め	
根拠法令(例規)及び条項	児童手当法第 11 条	
法令(例規)番号	昭和 46 年法律第 73 号	
関 係 条 項	同法第 26 条	
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係	
処 分 基 準	基 準	<p>1 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、同法第 26 条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出しないときは、児童手当の支払いを一時差し止めることができる。</p> <p>2 同法第 26 条第 1 項及び第 2 項に基づく「内閣府令で定めるところ」としては、同法施行規則第 3 条から第 8 条までの規定をいう。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続き省略	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	児童扶養手当の不支給
根拠法令(例規)及び条項	児童扶養手当法第 14 条
法令(例規)番号	昭和 36 年法律第 238 号
関 係 条 項	同法第 29 条第 1 項、第 2 項、同法第 6 条第 1 項
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係
処 分 基 準	<p>手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受給資格者が、正当な理由がなくて、同法第 29 条第 1 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったとき。 2. 受給資格者が、正当な理由がなくて、同法第 29 条第 2 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の診断を拒んだとき。 3. 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。 4. 受給資格者（養育者を除く。）が、正当な理由がなくて、求職活動その他厚生労働省令で定める自立を図るための活動をしなかったとき。 5. 受給資格者が、同法第 6 条第 1 項の規定による認定の請求又は同法第 28 条第 1 項の規定による届出に関し、虚偽の申請又は届出をしたとき。
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続き省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 10 月 1 日作成)

処 分 名	児童扶養手当の支給制限(養育者に対する支給制限)	
根拠法令(例規)及び条項	児童扶養手当法第 11 条	
法令(例規)番号	昭和 36 年法律第 238 号	
関 係 条 項	民法第 877 条第 1 項	
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係	
処 分 基 準	基 準	<p>養育者に対する手当は、その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその養育者の生計を維持するものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、前条に規定する政令で定める額以上であるときは、その年の 11 月から翌年の 10 月までは、支給しない。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続き省略	

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 10 月 1 日作成)

処 分 名	児童扶養手当の支給制限(父又は母に対する支給制限)	
根拠法令(例規)及び条項	児童扶養手当法第 10 条	
法令(例規)番号	昭和 36 年法律第 238 号	
関 係 条 項	民法第 877 条第 1 項	
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係	
処 分 基 準	基 準	父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 877 条第 1 項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 11 月から翌年の 10 月までは、支給しない。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述の手続き省略	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 10 月 1 日作成)

処 分 名	児童扶養手当の支給の制限（所得限度超過）	
根拠法令(例規)及び条項	児童扶養手当法第 9 条の 2	
法令(例規)番号	昭和 36 年法律第 238 号	
関 係 条 項	同法 9 条第 1 項	
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係	
処 分 基 準	基 準	<p>手当は、受給資格者（前条第 1 項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。）の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の 1 2 月 3 1 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 11 月から翌年の 10 月までは、支給しない。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続き省略	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	受給資格の喪失
根拠法令(例規)及び条項	児童扶養手当法第 4 条
法令(例規)番号	昭和 36 年法律第 238 号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係
処 分 基 準	<p>(支給要件)</p> <p>第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。</p> <p>一 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあつては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの</p> <p>イ 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校修了前の児童」という。）</p> <p>ロ 中学校修了前の児童を含む二人以上の児童（施設入所等児童を除く。）</p> <p>二 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあつては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）</p> <p>三 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの</p> <p>四 十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある施設入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設、指定発達支援医療機関、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設若しくは婦人保護施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者</p> <p>2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、か</p>

		<p>つ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>4 前二項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>【補則】 同法第4条の規定による要件を満たさなくなった場合には、児童扶養手当資格喪失届を提出し、受給資格を喪失する。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p>	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備</p>	<p>考</p>	<p>意見陳述の手続き省略</p>

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	児童扶養手当の調査拒否等による手当差止め	
根拠法令(例規)及び条項	児童扶養手当法第 15 条	
法令(例規)番号	昭和 36 年法律第 238 号	
関 係 条 項	同法第 28 条第 1 項	
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係	
処 分 基 準	基 準	<p>手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第 28 条第 1 項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続き省略	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	児童扶養手当に係る不正受給者の受給額相当額の徴収
根拠法令(例規)及び条項	児童扶養手当法第 23 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 36 年法律第 238 号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係
処 分 基 準	<p>偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、都道府県知事等は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続き省略

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	不正利得の徴収	
根拠法令(例規)及び条項	児童手当法第 14 条第 1 項	
法令(例規)番号	昭和 46 年法律第 73 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係	
処 分 基 準	基 準	<p>1 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p> <p>2 「偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた」とは例えば次の場合が考えられる。</p> <p>(1) 支給要件に該当していないのに、これに該当しているものと偽って児童手当の支給を受けた場合</p> <p>(2) 支給要件に該当しているが、支給要件児童の数を実際より多く偽って、支給を受けることができる正当な額より多くの額の支給を受けた場合</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続き省略	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	児童手当支払いの調整	
根拠法令(例規)及び条項	児童手当法第 13 条	
法令(例規)番号	昭和 46 年法律第 73 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係	
処 分 基 準	基 準	<p>1 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後に支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の減額すべきであった部分についても、同様とする。</p> <p>2 具体的な例としては以下のとおりである。</p> <p>(1) 児童手当の支給を受けている者が、児童手当の支給要件該当しなくなったにもかかわらず、なお、児童手当の支給を受けており、その後に再び支給要件に該当して、市長の認定を受けた場合</p> <p>(2) 児童手当の額が減額することとなる事由が発生したにもかかわらず、なお、当初に認定を受けた額の児童手当を受けている場合</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続き省略	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	児童手当の支給の制限	
根拠法令(例規)及び条項	児童手当法第 10 条	
法令(例規)番号	昭和 46 年法律第 73 号	
関 係 条 項	同法第 27 条	
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係	
処 分 基 準	基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第 27 条第 1 項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 2 「受給資格者」については、認定請求をしたが、まだ認定を受けていないもののほか認定を受けて現に児童手当の支給を受けている者も含む。
	処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続き省略	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	母子家庭日常生活支援における措置の解除
根拠法令(例規)及び条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 17 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 39 年法律第 129 号
関 係 条 項	同法施行令第 26 条、同法施行規則第 2 条
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係
処 分 基 準	<p>配偶者のない女子であって現に児童を扶養している者がその者の疾病その他の理由による日常生活等への支障を生じなくなったと認められる場合には措置を解除するものとする。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続き省略(児童福祉法第 33 条の 5)

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	寡婦日常生活支援における措置の解除
根拠法令(例規)及び条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 33 条
法令(例規)番号	昭和 39 年法律第 129 号
関 係 条 項	同法施行令第 39 条、同法施行規則第 2 条
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係
処 分 基 準	<p>寡婦がその者の疾病その他の理由による日常生活への支障を生じなくなったと認められる場合には、措置を解除するものとする。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続き省略(児童福祉法第 33 条の 5)

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 10 月 1 日作成)

処 分 名	児童扶養手当の返還
根拠法令(例規)及び条項	児童扶養手当法第 12 条第 2 項
法令(例規)番号	昭和 36 年法律第 238 号
関係条項	同法第 9 条～同法第 12 条第 1 項
所管課係名	こども未来課 こども未来係
処 分 基 準	<p>1 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は政令で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね 2 分の 1 以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の 10 月までの手当については、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、第 9 条から前条までの規定を適用しない。</p> <p>2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、政令の定めるところにより、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は一部を都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）に返還しなければならない。</p> <p>(1) 当該被災者（第 9 条第 1 項に規定する養育者を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第 9 条第 1 項に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当</p> <p>(2) 当該被災者（第 9 条第 1 項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第 9 条の 2 に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者に支給された手当</p> <p>(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第 10 条に規定する政令で定める額以上であること。 当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当</p>

	処分基準の未設定理由	⑦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備	考	意見陳述の手続き省略

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 10 月 1 日作成)

処 分 名	児童扶養手当の支給の制限 (所得限度超過)	
根拠法令(例規)及び条項	児童扶養手当法第 9 条	
法令(例規)番号	昭和 36 年法律第 238 号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係	
処 分 基 準	基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 手当は、受給資格者（第 4 条第 1 項第 1 号ロ又はニに該当し、かつ、母がない児童、同項第二号ロ又はニに該当し、かつ、父がない児童その他政令で定める児童の養育者を除く。以下この項において同じ。）の前年の所得が、その者の所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の 1 2 月 3 1 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 11 月から翌年の 10 月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。 2. 受給資格者が母である場合であってその監護する児童が父から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたとき、又は受給資格者が父である場合であってその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から当該児童の養育に必要な費用の支払を受けたときは、政令で定めるところにより、受給資格者が当該費用の支払を受けたものとみなして、前項の所得の額を計算するものとする。 3. 手当は、受給資格者（前条第一項に規定する養育者に限る。以下この条において同じ。）の前年の所得が、その者の扶養親族等及び当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の 1 2 月 3 1 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の 11 月から翌年の 10 月までは、支給しない。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述の手続き省略	

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	受給資格の喪失
根拠法令(例規)及び条項	児童手当法第 4 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 46 年法律第 73 号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係
処 分 基 準	<p>次の一に該当した場合は、受給資格を喪失する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受給者が日本国内に住所を有しなくなったとき。 2 受給者が市内に住所を有しなくなったとき。 3 受給者が死亡したとき。 4 受給者が公務員になったとき。 5 受給者が支給要件児童と監護かつ生計同一又は生計維持関係がなくなったとき。 6 支給要件児童が死亡したとき。
処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続き省略

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	手当の不支給	
根拠法令(例規)及び条項	児童手当法第 5 条第 1 項	
法令(例規)番号	昭和 46 年法律第 73 号	
関 係 条 項	同法施行令第 1 条	
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係	
処 分 基 準	基 準	<p>養育者の前年(又は前々年)の所得が、その養育者の所得税法に規定する控除対象配偶者及び扶養親族並びに養育者の扶養親族でない児童で養育者が前年(又は前々年)の 12 月 31 日に生計を維持したものの有無及び数に応じて、同法施行令第 1 条に定める一定額以上の所得があった者については、支給しない。</p>
	処分基準の未設定理由	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続き省略	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	児童手当の額の改定	
根拠法令(例規)及び条項	児童手当法第 9 条	
法令(例規)番号	昭和 46 年法律第 73 号	
関 係 条 項	同法第 8 条第 3 項	
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係	
処 分 基 準	基 準	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。 2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。 3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。
	処分基準の未設定理由	㊦：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述の手続き省略	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	助産施設への措置の解除	
根拠法令(例規)及び条項	児童福祉法第 22 条	
法令(例規)番号	昭和 22 年法律第 164 号	
関 係 条 項	同法施行令第 28 条	
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係	
処 分 基 準	基 準	助産施設の医師の意見を参考にし、妊産婦が出産後、出産に要する入院の必要がなくなつたと認められるときは、助産施設への措置を解除する。
	処分基準の未設定理由	ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの
備 考	意見陳述の手続き省略(児童福祉法第 33 条の 5)	

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	保育所への措置の解除
根拠法令(例規)及び条項	児童福祉法第 24 条
法令(例規)番号	昭和 22 年法律第 164 号
関 係 条 項	同法施行令第 28 条
所 管 課 係 名	こども未来課 こども未来係
処 分 基 準	<p>次の一に該当するときは、措置を解除する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 児童の保護者のいずれもが、美唄市保育所条例に定める次の入所措置基準に該当しなくなり、当該児童を保育することができないと認められなくなったとき。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1 月において、月を単位に規則で定める時間以上労働することを常態としていること。 (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること。 (4) 同居の親族(長期間入院等を含む。)を常時介護又は看護していること。 (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。 (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。 (7) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 (8) 職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成 23 年法律第 47 号)第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。 (9) 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 2 条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。 (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 1 条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(前号に該当する場合を除く。)

		<p>(11) 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</p> <p>(12) 市長が認める前各号に類する状態にあること。</p> <p>2. 同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められなくなったとき。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p>	<p>ア：処分基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
<p>備</p>	<p>考</p>	<p>意見陳述の手続き省略(児童福祉法第 33 条の 5)</p>